

広島県労働委員会告示第一号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同号の職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、令和二年一月十日次とのおり認定した。

令和二年一月二十三日

広島県労働委員会会長 河野 隆

昭和四十一年広島県地方労働委員会告示第三号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
勤務箇所	尾道市上下水道局	勤務箇所	尾道市上下水道局
略	尾道市上下水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合については、当該企業の職員のうち次の表に掲げる者	略	尾道市上下水道局の職員が結成し、又は加入する労働組合については、当該企業の職員のうち次
尾道市上下水道局	の表に掲げる者	尾道市水道局	の表に掲げる者